# 令和5年度

# 中間支援組織の提案型モデル事業に関するQ&A

# (目次)

### 1. モデル事業全般について

- ○1-1. 本事業は委託タイプではないのか。
- Q1-2. 第2次公募は予定しているか。
- ○1-3. 今回採択された場合、後年度のモデル事業に応募することは可能か。

# 2. 業務内容について

- Q2-1. 間接補助事業者の募集開始時期に定めはあるか。
- Q2-2. 間接補助事業者の募集に関する周知方法、選定委員会の開催方法に定めはあるか。
- Q2-3. 「取組の進捗状況の把握」はどの程度の頻度で行う必要があるか。
- O 2 − 4. 事業費は補助上限額(40,000 千円)に合わせて申請する必要があるか。
- Q2-5. 補助上限額のうち、間接補助金に充てる必要のある額について定めはあるか。
- Q2-6. 専任者が他の業務に従事するのは認められるか。
- ○2-7. 新型コロナウイルス感染症拡大による事業計画の変更は可能か。

### 3. 申請手続き・交付手続きについて

- ○3-1. 複数団体による共同申請は可能か。
- O3-2. 同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。
- Q3-3. 申請日以降に法人化を予定している任意団体は応募可能か。
- Q3-4. 提出様式の分量に定めはあるか。
- Q3-5. 補足資料として説明用の資料 (スライド) を添付することは可能か。
- ○3-6. 応募内容についての事前相談は可能か。
- Q3-7. 委託先の団体から、業務の一部を再委託することは可能か。

#### 4. 対象経費について

- Q4-1. 拠点施設の整備費及び維持経費(賃料・光熱水費等)は対象となるか。
- ○4-2. 既存のウェブページやシステムの改良等も対象となるか。
- Q4-3. カメラ等の資機材のリース、オンラインツールの月額利用料は対象となるか。
- Q4-4. 本補助事業において取得した財産について、事業完了後はどのように扱えばよいか。

Q4-5. 備品と消耗品の判断基準はあるか。

### 5. 様式について

- Q5-1. 人件費の計上方法について定めはあるか。
- O5-2. 謝金の基準はあるか。
- Q5-3. 通信費等の按分方法について定めはあるか。

#### 6. 間接補助事業者の募集内容について

- Q6-1. 同一県内の複数市町村を対象とした場合、複数の事業実施地域と認められるか。
- ○6-2. 既に取り組んでいる事業を対象とした申請は可能か。
- Q6-3. 事業費は 500 万円に合わせて申請する必要があるか。
- Q6-4. 本補助金以外の収入がある場合、上限額についてはどのようになるか。
- Q6-5. 複数団体による共同申請は可能か。
- Q6-6. 同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。
- Q6-7. これまでに内閣府のモデル事業を実施している団体は提案可能か。
- Q6-8. 申請日以降に法人化を予定している任意団体は応募可能か。
- ○6-9. 応募内容についての事前相談は可能か。
- Q6-10. 拠点施設の整備費及び維持経費(賃料・光熱水費等)は対象となるか。
- Q6-11. 「イベント等の参加者の現地訪問に係る飲食費、交通費、宿泊費等」は対象となるか。
- Q6-12. 本補助事業において取得した財産について、事業完了後はどのように扱えばよいか。

# 1. モデル事業全般について

- Q1-1. 本事業は委託タイプではないのか。
- A. 本事業は、自立自走が近い事業について、国が補助事業者を通じてモデル事業者(間接補助事業者)に対して間接的に金銭給付を行う「補助事業」である。
- Q1-2. 第2次公募は予定しているか。
- A. 予定していない。ただし、今回の募集で採択件数が一定数に満たない場合は、第2次公募を実施する可能性がある。
- Q1-3. 今回採択された場合、後年度のモデル事業に応募することは可能か。
- A. 次年度以降の予算等は未定であるが、モデル事業が実施された場合、補助事業者、間接補助事業者ともに応募は可能と考えている。

※「2.業務内容について」~「5.様式について」は、間接補助事業者の募集・選定等を 行う「補助事業者」(執行管理団体) への応募を行う団体に対する Q&A である。

### 2. 業務内容について

- ○2-1. 間接補助事業者の募集開始時期に定めはあるか。
- A. 特段の規定はないが、モデル事業の実施期間を十分に確保できるよう、交付決定後、速 やかに募集を開始されたい。
- Q2-2. 間接補助事業者の募集に関する周知方法、選定委員会の開催方法に定めはあるか。
- A. 間接補助事業者の募集に関する周知はウェブページへの掲載を基本として想定しており、掲載先へのリンクなど、内閣府も必要な協力を行う。選定委員会は対面形式又はオンライン形式を想定している。
- Q2-3. 「取組の進捗状況の把握」はどの程度の頻度で行う必要があるか。
- A. 特段の規定はないため、モデル事業の成果が十分発揮されるよう、応募者において提案 されたい。

- Q2-4. 事業費は補助上限額(40,000千円)に合わせて申請する必要があるか。
- A. 公募要領別紙に記載の採択件数の目安を満たす範囲内で、応募者において必要な事業 費を計上されたい。
- Q2-5. 補助上限額のうち、間接補助金に充てる必要のある額について定めはあるか。
- A. 公募要領別紙に記載の採択件数の目安を満たす範囲内で、応募者において提案されたい。
- ○2-6. 専任者が他の業務に従事するのは認められるか。
- A. 常勤換算によって1名分以上の人的体制を常に確保できていればよく、専任者個人が 他の業務に従事することを妨げるものではない。
- ○2-7. 新型コロナウイルス感染症拡大による事業計画の変更は可能か。
- A. 交付決定後に事業計画の変更が生じる場合は、変更交付申請を行い、内閣府から交付の変更決定を受ける必要がある。なお、事業の実施スケジュールが現実的か等の観点から、コロナ禍における取組手法も踏まえて審査することから、代替措置等も含めて十分に検討されたい。
- 3. 申請手続き・交付手続きについて
- ○3-1.複数団体による共同申請は可能か。
- A. 補助金の交付を受ける法人1者からの申請とされたい。ただし、共同して事業を行う者がある場合は、応募用紙の3.「事業実施体制、役割分担等」に記載すること。
- Q3-2. 同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。
- A. 認められない。
- ○3-3. 申請日以降に法人化を予定している任意団体は応募可能か。
- A. 申請時点で法人格を有していない場合は提案できない。
- Q3-4. 提出様式の分量に定めはあるか。
- A. 様式1「応募用紙」については15ページ以内とすること。(様式2「収支予算案」は15ページの中に含まない。)

- Q3-5. 補足資料として説明用の資料 (スライド) を添付することは可能か。
- A. 応募資格を確認するための資料の添付は認められるが、様式1「応募用紙」の内容を補 足する資料の添付は認められない。ただし、内閣府が求めた場合はこの限りではない。
- Q3-6. 応募内容についての事前相談は可能か。
- A. 公募開始以降、採択団体の決定までの間、提案内容についての個別の相談は受け付けない。なお、公募要領の記載内容等に関する質問については、公募要領に基づき一定の期間受け付ける。
- Q3-7. 委託先の団体から、業務の一部を再委託することは可能か。
- A. 原則として業務の再委託は想定していないため、補助事業者からの委託を検討していただきたいが、特段の事情がある場合は、交付決定後に内閣府へ相談いただきたい。

# 4. 対象経費について

- Q4-1. 拠点施設の整備費及び維持経費(賃料・光熱水費等)は対象となるか。
- A. 施設整備費は対象外であることから、業務の実施に必要な施設がある場合は賃借やリース等を検討すること。また、業務に必要な範囲・期間の施設の賃料・光熱水費については対象となり得るが、交付決定前から有する本社や支社の維持経費等については対象外である。
- Q4-2. 既存のウェブページやシステムの改良等も対象となるか。
- A. 対象となるが、財産として取得する場合は交付要綱に則って適切に管理等を行う必要がある。
- Q4-3. カメラ等の資機材のリース、オンラインツールの月額利用料は対象となるか。
- A. 業務に必要であれば対象となるが、交付決定以降に契約や利用登録を行うもののみが 対象であり、補助事業完了後の分については対象外として日割り計算すること。
- Q4-4. 本補助事業において取得した財産について、事業完了後はどのように扱えばよいか。
- A. 本事業により取得した財産については、交付要綱に基づき、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。また、取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、国の承認が必要となる場合があるほか、財産の処分により収入があると認める場合には、その収入の全部 又は一部を国に納付させることがあることから、賃借やリース等も検討すること。

#### ○4-5. 備品と消耗品の判断基準はあるか。

A. 機械器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものが財産(備品)となり、 金額による区分は設けていないが、具体的には採択後、交付申請までの間に内閣府と協議 することとなる。

#### 5. 様式について

# Q5-1. 人件費の計上方法について定めはあるか。

A. 本事業に直接従事する職員の人件費が対象となり、人件費単価は職員の月給与や通勤 手当等から単位時間当たりに換算することとし、従事状況については月単位で従事時間 と内容を記録することとなる。なお、社内で別途単価の定めがある場合、その単価を使用 することは可能であるが、具体的には採択後、交付申請までの間に内閣府と協議すること となる。

#### ○5-2. 謝金の基準はあるか。

A. 謝金について特段の基準はないが、事業完了後の実績報告において、社内規定等の写し を提出いただく場合がある。

#### Q5-3. 通信費等の按分方法について定めはあるか。

A. 本事業のために直接費消したものを経理区分して計上することを基本とし、これが困難または著しく不合理な場合は、按分根拠を明示した上で、事業実施日数等による日割や業務状況に基づく按分も可とする。

※「6.間接補助事業者の募集内容について」に記載の事項については、補助事業者への交付決定後、補助事業者が制定する交付規程や募集要領の中で規定されることとなるため、現時点で確定しているものではないことに留意されたい。

- 6. 間接補助事業者の募集内容について
- Q6-1. 同一県内の複数市町村を対象とした場合、複数の事業実施地域と認められるか。
- A. 認められる。
- Q6-2. 既に取り組んでいる事業を対象とした申請は可能か。
- A. 本事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、交付決定後に新たに着手し、実施する取組について対象とするものである。ただし、交付決定前に関係者との調整等の事前準備がなされていることを妨げるものではない。(経費の対象とはならない。)
- Q6-3. 事業費は500万円に合わせて申請する必要があるか。
- A. 補助事業の効率性や自立・自走に向けた見通しを審査するため、上限額にかかわらず補助対象外経費も含む事業費総額を記載するとともに、補助対象経費を明確にすることとする。
- Q6-4. 本補助金以外の収入がある場合、上限額についてはどのようになるか。
- A. 事業費のうち、補助対象経費から当該収入額を控除した額を実際の補助対象とする。
- ○6-5. 複数団体による共同申請は可能か。
- A. 補助金の交付を受ける法人1者からの申請とする。ただし、共同して事業を行う者がある場合は、応募様式中に記載することとする。
- Q6-6. 同じ団体が複数の申請を行うことは可能か。
- A. 異なる内容であり、いずれも応募要件を満たしていれば可能とする。
- Q6-7. これまでに内閣府のモデル事業を実施している団体は提案可能か。
- A. 提案可能であるが、本事業は既に行われた取組の支援を行うものではなく、交付決定後 に新たに着手する取組について支援するものであり、既存の取組と全く同様の取組は対 象外であることに留意されたい。
- Q6-8. 申請日以降に法人化を予定している任意団体は応募可能か。
- A. 申請時点で法人格を有していない場合は提案できないこととする。
- Q6-9. 応募内容についての事前相談は可能か。
- A. 間接補助事業者の募集開始以降、採択団体の決定までの間、提案内容についての相談は

受け付けないこととするが、募集開始前に事前相談の受付を想定している。なお、募集要領の記載内容等に関する質問については、募集要領に基づき一定の期間受け付けることとする。

Q6-10. 拠点施設の整備費及び維持経費(賃料・光熱水費等)は対象となるか。

A. 施設整備費は対象外であることから、業務の実施に必要な施設がある場合は賃借やリース等を検討することとする。また、業務に必要な範囲・期間の施設の賃料・光熱水費については対象となり得るが、交付決定前から有する本社や支社の維持経費等については対象外とする。

Q6-11. 「イベント等の参加者の現地訪問に係る飲食費、交通費、宿泊費等」は対象となるか。

A. 対象外とする。

Q6-12. 本補助事業において取得した財産について、事業完了後はどのように扱えばよいか。

A. 本事業により取得した財産については、補助事業者が制定する交付規程に基づき、事業 完了後の管理等が必要となる。